

2013

2

25

広報

# もりや

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

## 地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先

市役所交通防災課  
交通・防災G 内線138

### みんなでなくそう迷惑駐車

その駐車あなたは

よくてもみんなが迷惑く  
最近、道路を駐車場代わ  
りにした車が目立ちます。

「ちよつとだけなら」「交通  
量が少ないから」「家の前だ  
から」という軽い気持ちで、  
多くの迷惑をかけています。

### ○迷惑駐車が道路を狭くし て交通事故を誘発

道路に駐車車両があると、  
歩行者や自転車の通行を妨  
げ、やむを得ずよけて通行  
しなければなりません。ま  
た、駐車車両はその先の視  
界を遮るため、幼児や児童  
の飛び出しなどによる交通  
事故の原因になります。

### ○緊急自動車の活動の妨げ

1分1秒を争う消防車や  
救急車などが通行不能にな  
り、人命救助に重大な影響  
を与えます。道路だけでな  
く消火栓付近などへの駐車  
も活動を妨げます。

### ○車庫の出入りの妨げ

マナーを知らないドライ

バーのために、車庫の出入  
りができません。近所の方  
も迷惑と思っても、苦情を  
言えずに困っています。

### ○街の美観を損ね、犯罪を 招く

多くの人が生活する美し  
い街並みを、車の列が汚し  
ています。また車上狙いな  
どさまざまな犯罪を招く可  
能性があります。一人一人が  
迷惑駐車をなくそうとする  
思いと心掛けが大切です。

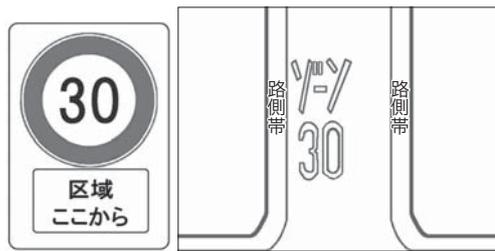
みんなで迷惑駐車を追放  
し、安全で住みよい環境を  
つくりましょう。青空駐車  
は重い処罰を受けます！

車庫法(※)により、道路  
を自動車保管場所として  
使用することは禁止され  
ています。駐車禁止となっ  
ていない道路でも、同一の  
場所に引き続き12時間以上

(夜間は8時間以上)駐車を  
すると車庫法違反となります  
(罰則20万円以下の罰金)。  
※自動車の保管場所の確保  
等に関する法律

## 生活道路の安全を確保する対策 「ゾーン30」を開始!!

通学路や住宅地等におけ  
る生活道路の安全を確保す  
るため、一定の区域内にお  
いて最高速度30キロメー  
トル毎時の規制等を行います。  
▼実施地区 松ヶ丘一丁  
目・けやき台五丁目・けや  
き台六丁目の一部



「ゾーン30」の入口は標識や路面標示  
で、わかりやすくします。

### ●ドライバーの方へお願い

- ・ゾーン内は最高速度30キ  
ロメートル毎時を順守
- ・ゾーン内の通り抜けを控  
える

### ▼問合先

取手警察署交通課  
☎0297・77・0110

## 春季全国火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)

「消すまでは 出ない  
行かない 離れない」

昨年、市内では21件の火  
災が発生しました。火災は  
気を付けていれば未然に防  
げます。皆さんも火災を起  
こさないようにしましょう。

### ◎住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 【3つの習慣】①寝たばこ  
は絶対にしない②ストーブ  
は、燃えやすいものから離  
れた位置で③ガスコンロな  
どのそばを離れるときは必  
ず火を消す【4つの対策】  
①逃げ遅れを防ぐため住宅  
用火災警報器を設置する  
②寝具・衣類・カーテンか  
らの火災を防ぐために、防  
炎製品を使用する③火災を  
小さいうちに消すために、  
住宅用消火器等を設置する  
④お年寄りや身体の不自由  
な方を守るために、隣近所  
との協力体制をつくる

### ▼問合先

守谷消防署 ☎46・0119  
／守谷消防署南守谷出張所  
☎20・0119

# 情報ひろば

## 開催

### 肝臓病市民フォーラム

▼日時 3月2日(土)午後2時～  
▼会場 取手北相馬保健医療センター医師会病院2階会議室  
▼内容 講演「防げる肝臓病・治せる肝臓病」高山忠利氏(日本大医学部消化器外科教授)  
▼参加費 無料▼後援 茨城県医師会、茨城県  
▼問合せ 取手市医師会事務局 ☎0297・70・7277

### 茨城県行政書士会 県南支部 無料相談会

▼日時 3月9日(土)午後1時30分～4時  
▼会場 中央

### 暮らし・環境・交通

- 届出・証明・税・年金
- 子ども
- 高齢者
- 教室・講座・イベント
- 情報・参加・交流
- 仕事

公民館団体活動室▼内容 相続・遺言・法人設立・営業許可・農地転用・帰化永住・在留資格・権利義務・事実証明に関すること

▼問合せ 茨城県行政書士会県南支部 ☎0299・26・2756

### 市民公開講座 「在宅での看取り」

自宅での看取りをあなたはどのように考えますか？ 高齢者の生活を支える在宅専門医師の話聞いてみましょう。※参加費無料  
▼日時 3月2日(土)午前10時～正午  
▼会場 中央公民館  
▼内容 看取りの医者だからできること  
▼講師 平野国美氏(ホームオンクレンニックつくば医師)

▼問合せ 市介護支援専門員連絡協議会事務局(花きりん) ☎20・0711

### いのちをつなぐボランティア 献血

▼日時 3月21日(木)午前9時30分～午後4時  
▼会場 市役所大会議室  
▼協賛 守谷市ライオンズクラブ、(社)竜ヶ崎法人会守谷地区会

▼問合せ 保健センター ☎48・6000

### ふるさ都市もりや朝市

▼日時 3月3日(日)午前10時～午後2時※小雨決行  
▼会場 守谷駅西口駅前広場  
▼問合せ 守谷すたいる研究交流会 石澤 ☎090・3148・5370 / 市役所経済課 商工・観光G内線262

## お知らせ

### 確定申告、市・県民税申告はお済みですか？

確定申告と市・県民税申告の受付期限は3月15日(金)です。まだ申告がお済みでない方は早めの申告をお願いします。

◎住宅借入金等特別控除の申告をする方は、提出期限を過ぎると、市・県民税の住宅借入金等特別税額控除を受けられませんのでご注意ください。

◎所得のない方でも金額の記載のある証明書が必要な方等、市・県民税申告が必要な場合があります。

▼問合せ 市役所税務課 市民税G 内線205 / 207

### ありがとうとございます！ ペットボトルキャップ回収

皆さんのご協力で、今回は719・5kgのキャップ

キャップ回収協力団体等 (平成24年11月中旬～平成25年1月中旬)

名称	回収量	名称	回収量
黒内小学校	37.0kg	松ヶ丘小学校	27.2kg
御所ヶ丘小学校	62.1kg	松前台小学校	118.7kg
東風小学校	27.9kg	土塔中央保育所	5.2kg
北園保育所	5.4kg	まつやま保育園	41.8kg
わかばの森保育園	16.6kg	守谷わかば幼稚園	31.3kg
原ピンポン愛好会	4.6kg	もりやみどりの会	4.0kg
守谷エコキャップクラブ	18.1kg	ジーエフ㈱守谷支店	10.8kg
坂町出前サロン	15.2kg	八潮化学㈱	9.1kg
守谷タクシー(有)	2.6kg	衛セイムやまゆり工房	3.8kg
林崇宏さん	9.6kg	立木功さん	4.0kg
中山英俊さん	33.0kg	長妻さん	3.7kg
山田江美子さん	3.2kg	回収ボックス	224.6kg
合計		719.5kg	

平成24年度茨城県  
統計功労者表彰

1月23日(水)に県庁で開催された統計功労者表彰式において、各種統計調査にご尽力いただいた次の方々を表彰されました。おめでとうございます。



茨城県統計協会総裁表彰  
いのつみつひこ 猪塚光彦さん  
(板戸井)



茨城県知事表彰  
すずきさぶろう 鈴木三郎さん  
(本町)

募 集

常総線に関するご意見

沿線市町村などで構成する常総線活性化支援協議会では、今後の取り組みに向けて、皆さんからの意見を募集しています。ぜひご協力ください。

▼回答方法 市役所ロビー、中央図書館、中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、文化会館、保健センターに設置した用紙に記入の上、

回収箱へ入れる、または市ホームページ「注目情報」から回答▼回答期限 3月15日(金)まで

▼問合せ 市役所企画課 内線333

エリさんのカナダ料理教室

国際交流員のヨークさんがカナダ人の友達エリさんと一緒に料理教室を開きます。一緒においしいカナダ料理を作ってみましょう!

▼日時 3月28日(木)午前10時〜午後1時▼会場 北守谷公民館▼対象 市内在住・在勤の方20人※超過の場合抽選▼費用 800円

▼申込・問合せ 市役所市民協働推進課 協働推進G内線132

駅からウォーク

爽やかな春の息吹に誘われて、早春ウォーキングしませんか。工場見学の後、ビールの試飲ができます。

▼日時 3月16日(土)▼集合 常総線ゆめみ野駅▼時間 午前9時〜11時▼募集人員 先着300人▼参加費 無

料※会場までの交通費・飲食代は各自負担▼行程 ゆめみ野駅↓西林寺↓けやき台公園↓アサヒビール茨城工場↓守谷駅(約11km)

▼申込・問合せ 関東鉄道(株)鉄道部業務課 ☎029・822・3718

HP <http://www.kantetsu.co.jp/>

救命講習会(AED含む)

守谷消防署では、救命講習会を開催します。傷病者が発生したとき、大切な命を救えるのは、そばに居合わせたあなたです。救急車が現場に到着するまでに、適切な応急救手当を施すことで、救命率が向上します。ぜひ、ご参加ください。

▼日時 3月17日(日)午前9時〜正午※午前8時45分受付開始▼定員 先着25人

▼対象 中学生以上の方

▼内容 心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)等※軽い運動ができる服装で参加▼受講料 無料▼申込方法 守谷消防署窓口へ直接または電話で申し込む

▼会場・申込・問合せ 守谷消防署 ☎46・0119

取手市医師会健康教室

緑内障について

眼科に定期的に通院している患者の病気として多いのが緑内障、白内障、糖尿病網膜症です。今回は緑内障についてです。

緑内障とは視神経が萎縮し視野がかけてくる病気で、緑内障はさまざまな原因でなりませんが、日本人に多い緑内障は眼圧(眼内圧のこと)が正常範囲内である正常眼圧緑内障とよばれる緑内障です。日本人の正常眼圧緑内障の有病率は3・6%です。30人に1人の割合ということになり、すので非常に高いということになります。

まず大切なことは、緑内障患者を早期に見つけることです。このためには人間ドックなどの検診で眼底検査、眼圧検査を受けることです。40歳以上の人は受けた方がよいと思われます。

緑内障と診断された人は眼圧が正常範囲の正常眼圧緑内障であっても眼圧を下

げる治療をします。点眼薬による眼圧下降治療が中心となります。1種類の点眼薬で十分な眼圧下降効果があればよいですが2種類、3種類と点眼しなければならぬ場合もあります。

毎日欠かさずにきちんと点眼することが非常に大切なことです。緑内障の点眼薬を指示どおりにできないほど病気が悪化しやすいことが明らかになっています。

点眼をきちんと行うにはまず緑内障を理解することが必要です。一度痛んだ視神経は再生することはないですし、点眼治療等で眼圧下降しても緑内障は原則的に進行性の視神経障害であることを理解していただければなりません。また進行度合いが中期までは無自覚なことが多いことも知らなければなりません。

緑内障は慢性性の病気で一生付き合っていくかなければならない病気ですが点眼治療などでほとんどの人が目の不自由を感じることなく受けてください。

# 3月 MARCH

1 金	
2 土	守谷市美術作家展 (～9日 9:30～16:30 ※9日は15:00まで 市民交流プラザ)
3 日	利根川左岸河川敷クリーン作戦(9:00～11:00 利根川堤防前、浅間神社前、常総運動公園緑地集合) ふるさ都市もりや朝市(10:00～14:00 守谷駅西口駅前広場)
4 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～8日)
5 火	
6 水	粗大・プラ容器収集日
7 木	紙・布類収集日
8 金	こころのりハビリ (9:30～11:30 保健センター)
9 土	
10 日	
11 月	
12 火	
13 水	認知症の方の家族の集い (13:30～15:00 市役所) 公民館休館日/缶・プラ容器収集日
14 木	ビン・ペット収集日
15 金	こころのりハビリ (9:30～11:30 保健センター)
16 土	
17 日	
18 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～22日※20日を除く)
19 火	
20 水	※春分の日 粗大・プラ容器収集日
21 木	献血 (9:30～16:00 市役所) 紙・布類収集日
22 金	
23 土	
24 日	
25 月	
26 火	
27 水	缶・プラ容器収集日
28 木	ビン・ペット収集日
29 金	納期限：上下水道使用料 (1・2月分)
30 土	
31 日	

毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30～12:00 13:00～17:15)しています

3月の各種相談	法律相談	19日 9:00～12:00	市役所	12日 9:00 から要予約 ☎ 45-1249
	行政相談	11日 13:00～16:00		—
	教育相談 (ラポールルーム)	日～金曜日 9:00～16:30		☎ 0120-783018
	若者就労支援相談	23日(第4土曜日) 13:00～17:00	中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎ 029-259-6860
	不登校相談 (はばたぎ)	火～金曜日 9:00～17:00	もりや学びの里内	☎ 45-2655
	こころの健康相談	14日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎ 45-2314
心配ごと相談	14:00～16:00 ●ふくし 4日 ●年金・労務 11日	いきいきプラザ・げんき館 (社会福祉協議会)	☎ 45-0088	
	電話相談	金曜日 10:00～15:00	☎ 48-5555	
生活機能相談	金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線 172～176	

※法律相談は、同一事案の相談は受け付けていません

## 暮らしのコーナー

### 「支払督促」を悪用した 架空請求・不当請求に注意!

#### 架空請求はがきの文面例

支払督促通知 第〇号  
この度ご通知いたしましたのは、あなたが契約された訪問販売業者から支払督促の申立てが提出されたことを報告いたします。(以下省略)

#### 「支払督促」が届いたら…

「支払督促」が届いたら、落ち着いて、裁判所からの通知かどうかを確かめる必要があります。その場合、送られた書面に記載されている電話番号に電話をかけてはいけません。架空請求業者の電話番号である可能性があります。

裁判所からの正式な「支払督促」は、封筒に「特別送達」という印が押してあり、受け取りにはサインが必要です。本当の支払督促である場合は、無視すると財産を差し押さえられるなど大変なことになります。必ず裁判所に連絡して、請求の内容と今後の手続きについて確認しましょう。

#### ひとことアドバイス

「支払督促」とは、債権者からの一方的な主張をもとに、裁判所が請求を促す文書です。

きちんとした手続き〔督促異議の申立て〕さえ行えば、「記載されているような請求は身に覚えがない」などといった消費者の言い分を聞いてくれる通常の裁判に移行しますので、一方的な差し押さえを受けることはありません。

自分に届いた「支払督促」が裁判所からの正式なものかどうか分からないときは、気軽に消費生活センターにお尋ねください。

#### トラブルにあったら…

- 市消費生活センター ☎45-2327 (市役所2階経済課内) 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- 消費者ホットライン ☎0570-064-370 (全国共通) ※土・日曜日、祝日の10:00～16:00 は国民生活センターを案内します